

高知県安芸市 地域おこし協力隊 募集要項

安芸市は、高知県の東部に位置し、南には青い太平洋、北には緑豊かな森が広がる美しい自然に囲まれたまちです。森林率 89%の豊かな森林資源に恵まれ、市内には県立病院や県総合庁舎などの行政機関が集まる高知県東部の中核都市です。

本市の豊かな森林資源を守り、その森林の恵みをまちづくりに活かしていくために、令和 5 年度末に森林ビジョン「安芸市流域森づくり構想」を策定し、令和 6 年度からは本構想に基づいて、行政や林業関係者、市民が一体となった新しい森づくりを開始しました。

「安芸市流域森づくり構想」に基づく取組として、林業に関わる人材の多様化を目指し、小さな林業（自伐型林業）の実践者として本市の森づくりを担える、意欲溢れる人を「安芸市地域おこし協力隊」として募集します。

1. 募集人数

1 名

2. 活動内容

活動は、別に定める安芸市地域おこし協力隊設置要綱を基本にし、下記の林業振興に関わる業務等に従事していただきます。

- ・林業研修による技術の習得
- ・林業振興に係る業務
- ・林業の担い手確保・育成に向けた業務

※地域おこし協力隊として着任した後は、林業に関する技術習得のための研修等を受けていただき、任期終了後には安芸市内で林業の担い手として活躍していただくことを目指します。

※地域での生活、キャリア形成などのアドバイスや、地域とのつながりをサポートし、地域おこし協力隊の活動を支援します。

3. 募集対象

下記の①～⑬すべてを満たす方

- ① 3大都市圏をはじめとする都市地域等から安芸市内へ住民票を異動させて生活ができる方
- ② 年齢 20 歳以上、概ね 50 歳までの方
- ③ 山（森林）が好き、山（森林）で仕事がしたい方
- ④ 林業振興、過疎地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民と生活をともにする意志のある方

- ⑤ 地域の特性や風習を尊重し、地域住民や関係団体とコミュニケーションを図りながら、ともに積極的に森づくりに取り組む意志のある方
- ⑥ 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- ⑦ 地域おこし協力隊任期終了後も本市に定住する意思のある方
- ⑧ 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- ⑨ 普通自動車運転免許を取得している方（AT 限定可）
- ⑩ 地方公務員法第 16 条に定められている下記のいずれにも該当しない方
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・安芸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ⑪ 活動に際して市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ⑫ 土日及び祝日の行事や夜間の会議への参加など不規則な勤務に対応できる方
- ⑬ パソコン（ワード、エクセル）の一般的な操作ができる方

4. 活動地域

市内全域

5. 任用形態及び期間

(1) 任用形態

安芸市の会計年度任用職員として安芸市長が任用します。

(2) 任用期間

- ① 任用の日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、初めて任用された日から最長 3 年まで延長することができるものとします。
- ② 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断したとき等は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。

6. 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数：原則週 4 日間

(2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 17 時 15 分（1 日 7 時間 45 分、週 31 時間）

※ 夜間、土日等の勤務は、振替や時間外勤務等で調整します。

7. 報酬

報酬（月額）190,560 円 ※その他、賞与等を支給します。

8. 待遇及び福利厚生

- (1) 賃貸住宅の家賃を市が補助します。家賃補助の月額上限は下記のとおりです。月額上限を超える賃料や、敷金等の家賃以外の住居にかかる費用分は自己負担となります。

〈単身世帯〉 37,000 円

〈家族、親族等が同居する場合〉 46,000 円

- (2) 勤務時間中に必要なパソコン及び備品類を貸与します。
- (3) 勤務時間中、業務に使用するための自動車を貸与します。
- ※貸与する自動車は業務用であり、勤務時間外で使用することはできません。
- (4) 勤務時間外で、業務に支障がなければ兼業を認める場合があります。
- (5) 研修に必要となる経費（高知県立林業大学校短期課程受講料等）については市が負担します。
- (6) 活動に要する経費（燃料費、通信費、消耗品費等）については市が負担します。
- (7) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入することになります。手続きは市が行います。

9. その他（生活等について）

本市での生活や通勤の手段として自動車は必要不可欠です。自家用車の持ち込みをお勧めします。

10. 応募手続

(1) 申込受付期間

随時受付 ※随時募集・随時選考となり、募集人員に達した場合、受付を終了いたしますので事前に電話等でご確認ください。

(2) 提出書類

- ①安芸市地域おこし協力隊応募用紙（安芸市ホームページからダウンロード）
- ②履歴書（書式任意）に写真（撮影から6カ月以内に撮影、上半身・無帽・正面向き）
- ③住民票記載事項証明書（原本）
- ④レポート（書式は任意）※下記のテーマに沿って、400字以上で作成してください。
 - ・地域おこし協力隊に応募した動機について
 - ・林業振興、森づくりについての思いや考えについて

※応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報につきましては、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

(3) 提出方法

安芸市役所 農林課 林業振興係宛てに、郵送または持参にてご提出ください。

11. 選考

応募があり次第、随時選考試験を行います。応募から最終選考結果報告までのスケジュールは下記のとおりです。

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

(2) 最終選考

第1次選考合格者を対象に最終選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細につきましては、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。なお、最終選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果報告は、文書で全員に通知します。

※住民票の異動は採用日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。やむを得ず、採用日以前に住民票の異動が必要な場合は事前にご相談ください。

(4) 現地説明

選考試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことが可能です。現地案内等を希望される場合は必ず安芸市役所農林課 林業振興係（電話 0887-35-1016）までご連絡ください。

(5) 採用予定日

最終選考結果報告後に採用決定者と調整のうえ決定します。

※応募を受け付けてから最終選考結果報告までの期間はおよそ 1 カ月程度を見込んでいます。

12. 応募・問い合わせ

安芸市役所 農林課 林業振興係 「地域おこし協力隊」募集担当

〒784-8501 高知県安芸市土居 82 番地 1

（電話）0887-35-1016

（Email）norin02@city.aki.lg.jp